

岩手県版GAP団体事務局用調査基準

（目的）

- 1 岩手県版農業生産工程管理（GAP）確認制度実施要領（以下「要領」という。）第5第4項の規定に基づき、団体の事務局の調査に係る基準を定める。

（確認の要件）

- 2 個別の農業者が組織する団体が確認（以下「団体確認」という。）を受ける場合は、この基準に全て適合しなければならないものとする。

（団体の要件）

- 3 岩手県版農業生産工程管理（以下「岩手県版GAP」という。）の団体確認を受けることができる団体（以下「団体」という。）は、次に掲げる団体とする。
 - (1) 岩手県版GAPの確認を受けようとする複数の農業者（以下「農業者」という。）で構成される組織であり、代表者、構成員、事務局、意思決定方法及び役割分担の定めがあること。
 - (2) 団体の事務を行う団体事務局（以下「事務局」という。）及びその責任者を置いていること。
 - (3) 団体を構成する農業者に指導・助言を行う体制があり、岩手県版GAPの実践状況を取りまとめ、点検していること。
 - (4) 農業者に、関係法令及び国又は県の通知等に係る必要な情報を伝えていること。

（問題時の措置）

- 4 団体は、事故の発生、苦情等に対応する定めがあり、適切に対応し、その記録を保存していること。

（内部監査の実施）

- 5 団体は、次に掲げる内部監査を実施し、その記録を3年間保存するものとする。
 - (1) 事務局の責任者とは異なる内部監査の責任者を置いていること。
 - (2) 内部監査の責任者は、岩手県版GAPの内容を理解していること。
 - (3) 要領第5の規定による現地調査前1年以内に、団体を構成する全ての農業者及び事務局に対して内部監査を実施していること。
 - (4) 内部監査の結果は、団体の代表者及び事務局の責任者に通知すること。
 - (5) 内部監査の結果、不適合があった場合に改善措置が適正にとられていること。

附 則

この基準は、平成29年9月19日から施行する。